

日連 6 第 398 号
(業 1 第 15 号)
令和 6 年 7 月 2 日

税制審議会
会長 中里 実 様

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、附帯税のあり方について

(諮問の趣旨)

附帯税とは、国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいいます。地方税においては、同様の措置として、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金があります。これらは、納付の遅延や不納付、申告内容の誤謬や不正を対象とし、適正な申告・納付を促すための一種の行政上の制裁としての性格を有するものとされています。

国税においては、国税通則法に附帯税の原則的な取扱いが規定されていますが、他の法律においても附帯税の特例的な取扱いが規定されています。例えば、「国外送金等調書法」には調書の提出の有無等に応じ国外財産や財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の軽減・加重措置などが、また、「電子帳簿保存法」には優良な電子帳簿等保存に係る過少申告加算税の軽減措置などが規定されています。これらは、調書の適正な提出や電子帳簿等の適正な保存を目的とした措置であるとされています。

直近では、令和 5 年度税制改正において、一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備や、高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げが行われました。令和 6 年度税制改正においては、隠蔽又は仮装された事実に基づき「更正請求書」を提出した場合の重加算税制度の整備が行われました。これらは、悪質な無申告や不正還付に対するペナルティとして必要な措置であるとされています。

しかし、近年における度重なる加算税の軽減・加重措置に係る改正は、加算税制度をより一層複雑化したともいえます。

そこで、附帯税、中でも加算税のあり方について、現行の制度や運用上の問題点を検証するとともに、実地調査率が低下している現状を踏まえて、今後の見直しに関する論点や方向性について検討していただきたく、貴審議会に諮問します。

以上